

## 目次

C -CV-1st-1★訴状20190523.....	2
C -CV-1st-2★証拠20190523.....	10
C -CV-1st-3★甲3号証.....	11
C -CV-1st-4★甲4号証-反証書.....	12
C -CV-1st-5★甲5号証-反証書.....	14
C -CV-1st-6★準備書面①20190919.....	20
C -CV-1st-7★準備書面②20191029.....	22
C -CV-1st-8★甲6号証.....	24

前橋地方裁判所 御中

原告 今井 豊

## 訴状 C

原告

住所(送達場所) 〒379-1303 群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 職業 農業

氏名 今井豊(昭和 36 年 3 月 9 日生) 電話 携帯 090-3087-1577 FAX 0278-72-5353

被告

名称 日本郵便株式会社 所在地 〒100-8792 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 1 号

代表取締役 米澤友宏 東京都目黒区大橋二丁目 2 番 3-904 号フォルスコート目黒大橋

代表取締役 横山邦男 東京都板橋区加賀二丁目 16 番 1-1406 号

慰謝料請求事件

請求金額 10 万円

ちょう用印紙額 1 千円

### 第 1 請求の趣旨

#### 1 被告は原告に対し、10 万円を支払え(今回は試験訴訟です)

後述の通り、同社職員らは包囲網として原告に加害しました。

摘発後の包囲網の各人に請求すべき慰謝料の性質は共犯たる責任、つまり共同不法行為責任であり、その基本金額は、一人当たり 3,000 万円と想定しております。

但し、直接的に私にかかわった人々についてはこの内訳が在り、共犯たる責任と本件不法行為による賠償責任が半々と想定しております。

なお、既述の基本金額の法的位置付けについては検討中であり、①逸失利益に対する補償、②代位弁済、③代表者への請求、のいずれかを想定しております。

今回は本件不法行為によって直接被った精神的損害(著しい恐怖と屈辱)について、本来被告となるべき個人が特定できないこともあり、その使用者責任としての請求です。

#### 2 訴訟費用は被告が負担せよ

### 第 2 請求の原因

本件関連の群馬県警による不当な対応については、前橋地方裁判所 平成 30 年(ワ)第 356 号 慰謝料請求事件にて係属中です。

沼田郵便局サイトウは 20170405 20 時頃、私が居眠り中に、脅迫の意図を持って、無断で私の自宅屋内に侵入し、無意識のうちにゆうパックを置き去って包囲網の威力を示したうえ、同局に持ち帰った該当配達証(甲 3)の私の受取サインを偽造することにより同局格納係を欺いて通常通り格納させ、この屋内侵入を正当な配達に偽装して隠蔽しました。

また沼田郵便局オオフジは 20170406 17 時頃、私がサイトウの屋内侵入の現場検証の為に該

当配達証の即時持参を要請したのに、虚偽(甲 4)の理由を用いて妨害し、隠避しました。  
更には後述の通り、他の同社員らも、私の訴えを根拠無く無視してサイトウやオオフジを隠避し、告訴を妨害しました。

これらは、約束違反であり、内部牽制や説明責任の放棄であり、著しい信義則(民法 1 条)違反や公序良俗(民法 90 条)違反であり、また甚だしい人格権(憲法 13 条の自治権や生命に対する権利など)の侵害であり、犯人隠避であり、告訴を妨害しているので違法であり、これによって私は精神的に著しい恐怖と屈辱を被りました。

よって、これら社員らへの民法 709 条及び民法 710 条の一般不法行為責任、もしくは民法民法 719 条の共同不法行為責任、のいずれかの選択適用と、それについての民法 715 条の使用者責任により被告に対して慰謝料を請求します。

なお、いずれも適用可能な場合は、後者を適用ねがいます。

### 第3 不当性の焦点と動機

★脅迫の疑い(極めて高度の蓋然性)を排除する理由(合理的根拠)が有りません

包囲網はこのように、極めて高度の蓋然性を認めないことで犯罪を隠蔽して来ました。

というよりも、威力を示す為の露骨な不当性(違法の自明性)の演出だと思われます。

①極めつけに不合理であること(つまり隠蔽)

つまり、著しい事実の否定ですから、公序違反であり、違法であり、無効です。

②予見可能性に基く結果回避義務違反であること

③人権侵害であること 生命に対する権利、自決権、適正な手続を受ける権利、平等権要するに、普通は摘発されてしまうはずですから、何らかの特殊な状況(例えば不公平な裁判、あるいは原告の殺害などによる隠蔽)を前提にしていることが必然的に推定されます。

例えば本件では、自分の筆跡の経験則を無視して、原告が書いたと言い張ったことは、筆跡鑑定するだけですぐに嘘がばれることから考えて異常であり、更に、インクの色が供述と違うことなどを総合すれば、受取サインの偽造(私文書偽造)に疑いの余地は無いのに、誰一人それを認めようとしないことが極めて異常です。

また、オオフジが規定を調べれば直ちにばれるような虚偽を用いたことも異常です。

これらが、捜査しない、発覚しない、という特殊な状況を前提にしているのは明らかです。

さらに、その特殊な状況が、圧倒的な組織力を以ってしか実現できない、本来ありえない犯罪的社會状況であることから、威力の意図が必然的に推定されます。

つまり、訴えられれば本来は勝ち目が無いことはあまりに自明のはずなのに、それを断行している点が、私限りの特殊事情(社会的孤立状態)を見越したうえで、強大な組織力によってしか成しえない特殊な状況を前提にした「お前の訴えなど我々包囲網の組織力で握り潰してみせるぞ」という無言の脅迫の意図であることを極めて強く示唆しています。

その特殊な状況の実例が、私の叔母の太田まり子の轢逃げ事故の公判であり、事故現場の立地や事故の状況から見て、当然に故意(殺人)が圧倒的最大要素であるのに、三機関が揃ってこれを葬りました。

もう一つの典型は群馬県警の猟銃事件であり、いずれも絵に描いたような脅迫劇です。

通るはずのない不合理が通ってしまっているから犯罪だと言っているのです。

動機は、既述の通り、私への社会的な村八分であり、包囲網としての威力です。

既に十年以上も前から、この慣習上の偏見に基く迫害の輪が全世界に拡がっています。

脅迫殺人(訴状 A =H30 ワ 355・A II =H30 ワ 413)と狙撃脅迫(訴状 B =H30 ワ 356)はいずれも私の生命への脅迫であり、また本事件もこれらを起源とする派生事件の一つと思われますから、包囲網は生命への脅迫の意図を常に持っているとみなしてよいと思います。

本件の害意の対象は生命と身体と財産と自由のいずれかだと考えます。

なお、下記の判例に即して表現すれば、全不法行為が無言の村八分の通告とみなせます。

判例の摘示(甲 1) 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当る (大阪高等裁判所 昭和 30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和 32 年 9 月 13 日 破棄自判)

## 第 4 使用者責任

加害者らは職務として、脅迫目的の私文書偽造や住居侵入、あるいは虚偽を用いての犯人隠避を行ったのですから、その雇用主には原告への使用者責任(報償責任)が在ります。

使用者責任(報償責任)とは、第一に不法行為者に対する監督不行届きです。

第二に、職務上のクレームに対する説明責任の放棄(加害者氏名の不開示など)です。

**★相手方の身元の不開示(個人情報は理由になりえません)**

私は当事者(不法行為の被害者)として、被害を訴えていましたから、被害者への説明責任が有るはずであり、直接加害者本人と接触させたくないのであれば、「本人に事実確認してからご連絡します」ということになるはずです。

まして訴訟目的と告げているのですから、開示しなければ妨害に当たりますから、「個人情報だから開示できない」、「訴訟になるなら答えるまでもない」などは、説明責任の放棄であり、虚偽であり、本来ありえない私限りの差別的取扱(非人間扱)であると断言します。

虚偽の証拠に、甲 2 のご不在連絡票には「配達担当者 西屋美枝子」と印字されています。

**★訴えた極めて高度の故意の蓋然性を無視し、手続を妨害していること**

私の訴えを否定する根拠を一度も示さないまま無視していることは、共謀であり隠蔽です。

また、訴えた事件性を無視したまま正当性を主張しても論理法則違反・信義則違反です。

つまり、使用者責任以前の問題でもあり、典型的な「それはさて置き方式」です。

要するに、事件性の無視(隠蔽)によって私の当事者適格を否認しています。

相手方の不開示は、回答の約束違反や説明責任放棄による著しい信義則違反であり、自決権や手続を受ける権利や平等権の侵害であり、犯人隠避であり、手続(告訴や民訴)の妨害です。

## 第 5 不法行為

**不法行為 1 サイトウは下記の通り、私の居眠り中に無断で屋内侵入し威力を示しました**  
不法行為 1 のうち、サイトウに対し、住居侵入等 (刑法第百三十条)

沼田郵便局・サイトウ配達員は 2017 年 4 月 5 日 20 時頃、事前にネットで知りえた情報によって私が縁端で居眠り中であることを承知のうえで、群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1 所在の私の自宅を訪れ、私への無言の脅迫の意図を持って、郵便配達員としての職務上の郵

便物の配達を装って、故意に社会通念上当然の声掛けをせず、私に無断で玄関扉を開けて居間に忍び込み、私の無意識下でその枕元にゆうパックを置き去りました。

私には配達を受けた覚えや受取サインをした覚えは一切有りません。

サイトウの上記行為は、信義則や公序に違反しており、甚だしい自決権の侵害であり、これにより著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので違法です。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには、500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

#### (説明)

事件性の焦点は後述の通りであり、そのうち特に、私本人の筆跡ではないことと、インクの色が供述と違うこと、の二点だけで、受取サインの偽造(私文書偽造)の蓋然性は充分(99.99% 以上)です。また、筆跡鑑定するだけで偽造は証明できるのに、自分の筆跡の経験則の高度の信憑性を誰一人肯定しようとしないことは公序違反です。 このように私文書偽造が確定的であることから、その動機を推測すれば、居眠り中だからサインが貰えなかつたという状況が必然的に推定されます。 なぜ起こさなかつたのかという動機を更に辿れば、無意識・無防備の不意を突くことに意味が有つた、すなわち無言の脅迫としか解釈できません。

これらの推測は言うまでも無く、当り前に誰でもわかるはずです。

相手が無意識下で行われた配達行為は正当業務行為はありえず、当然に無効です。

#### 不法行為 1 のうち、サイトウに対し、脅迫の罪 (刑法第二百二十二条)

本罪は既述の住居侵入の目的であり牽連犯の関係ですので告訴事実は共通です。

このようにサイトウは、私への無言の脅迫の意図を持って、事前にネットで知りえた情報によって私が縁端で睡眠中であることを承知の上で、また、曇りガラス越しに睡眠中であるのを確認したうえで、郵便配達員としての職務上の郵便物の配達を装って、故意に社会通念上当然の声掛けをせず、無断で玄関扉を開けて居間に侵入し、私の無意識下の枕元にゆうパックを置き去ることにより、私の生命への害意の無言の脅迫を行いました。

このように、居眠り中の屋内侵入という「無意識・無防備の不意を突いた行為」によって、「我々はいつでもこのようにお前の不意を突いて侵入し、お前の叔母のように生命を奪えるのだと」という無言の脅迫の意図を示しました。

サイトウの上記行為は、信義則や公序に違反しており、甚だしい自決権の侵害であり、これにより著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので違法です。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには、500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

#### (説明)

叔母の件とは無関係で、「無意識下で何をされるか、あるいはされたかもわからない状態にし、疑心暗鬼にさせ、萎縮させ、不安に陥れ、もって恐怖させること」とも取れます。

害意の対象の特定が難しいケースですが、その点が逆に脅迫効果を高めています。

#### 不法行為 2 サイトウは下記の通り、私の受取サインを偽造し行使しました(甲 3)

不法行為 2 のうち、サイトウに対し、私文書偽造等（刑法第百五十九条）

サイトウは既述の屋内侵入後まもなく、群馬県沼田市西倉内町 819 所在の沼田郵便局内において、持ち帰った該当ゆうパック配達証（お問い合わせ番号 1399-4252-9661）の受取サインを偽造し、正当に配達が完了したかのように装って黙って格納係の職員（氏名役職不詳）に提出し、彼をして正当に配達されたものと錯覚させて格納させることにより既述の屋内侵入を隠蔽しようと企て、格納係を欺く目的で、ほしいままに、該当配達証の受取サイン欄に私の筆跡を真似て所持していた黒ボールペンで「今井豊」と記入し、もって、偽造した私の署名を使用して受取の事実証明に関する文書であるゆうパック配達証（甲 3）を偽造しました。次に、この偽造したゆうパック配達証を格納係の職員に黙って手渡し、格納係の職員をしてこれを受取人本人のサインの有るゆうパック配達証と誤信させ、もって、偽造したゆうパック配達証を行使して、その外形的公信力をを利用して格納係を欺いて通常通り格納させました。サイトウの上記行為は、信義則や公序に違反しており、甚だしい自決権の侵害であり、これにより著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので違法です。かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには、500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

不法行為 3 オオフジは下記の通り、回収済配達証の取扱規定について虚偽を用いて後続の現場検証や告訴を妨害し、サイトウを隠避・隠匿しました

不法行為 3 のうち、オオフジに対し、犯人隠匿等の罪（刑法第百三条）

2017 年 4 月 6 日 18 時頃、私の自宅から沼田郵便局への通話においてオオフジは、「現場検証に必要なので該当配達証を今すぐ私の自宅まで持参してほしい」と要請されたのに、「一旦回収された配達証は絶対に局外には持ち出せない規則である」旨の虚偽（甲 4）を用いて、既述のサイトウの犯行が罰金以上の罪状であることを知りながら、同人をしてその処罰を免れさせる為に、隠蔽の意図を持って、この要請を拒否し、同日 18 時過ぎに予定していた私の自宅での現場検証を妨害し、もって、サイトウを隠避しました。

2017 年 4 月 7 日、私が自宅から同局のオオフジに電話し、前日の回答の取扱の法的根拠の提示を要請したところ、「少々お時間を下さい」と保留しましたが、その後返事をせず、2017.10.30 16:18（甲 4）、私が自宅から同局のオオフジに電話し、改めてこの返事を催促したところ、答えようとしました。

オオフジの上記行為は、2017 年 4 月 7 日の回答の約束を破っており、著しい信義則違反であり、説明責任の放棄であり、甚だしい自決権の侵害であり、犯人隠匿であり、告訴の妨害であり、これにより著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので違法です。

かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには、1,500 万円を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

**（説明）**

サイトウ隠避の為の虚偽による時間稼ぎであったことが極めて強く推定されます。

不法行為 3 について C-甲 4 号反証書より引用

反 P1 上（私）あの、4 月の 6 日に、あのう、配達証の持参をお願いしたんですけども、ご記

憶りますか? (オオフジ) はい、 (私) その時にあの、本所から外には絶対持ち出せないといふことで断られたんですけども、そのまあと、法的根拠をお訊ねしてるんですが? 反 P1 下 (私) ええ、ですから正当性無く拒否したんであれば捜査の妨害ですかね? 告訴の妨害ですか? 当然あの、刑法的に問われますよ? わかってますよね? 反 P1 下 (オオフジ) そうしましたら、そういうところからあの、ご連絡いただけたら、私共も対処させていただきたいと思いますので。(説明) ★★★★★ 抗議を無視 無根 20170407 の「少々お時間をください」との回答の約束を反故にしておきながら、今度は被害者本人には答えられないそうです。これは擬制自白であり、著しい信義則違反であり、説明責任の放棄であり、甚だしい自決権の侵害であり、犯人の隠避であり、告訴の妨害です。

#### 不法行為 4 以下の日本郵便職員らも、私の訴えを根拠無く無視してサイトウやオオフジを隠避し、告訴を妨害しました

20190403 15:47 沼田郵便局・被疑者不詳(男)、20190411 15:19 本社・被疑者不詳(女)、20190507 09:58 本社・カドノ、20190508 09:50 沼田郵便局・被疑者不詳(女)らは、私の自宅からそれへの通話において、私の訴えからサイトウの私文書偽造罪や住居侵入罪や脅迫罪、オオフジの犯人隠匿罪が極めて強く感じられる状況にありながら、私の訴えや二人の氏名の開示要請を根拠無く無視して、サイトウやオオフジを隠避し、告訴を妨害しました。彼らの上記行為は、いずれも回答の約束を反故にしており、使用者としての説明責任の放棄であり、公序や信義則に違反しており、甚だしい自決権の侵害であり、犯人隠避であり、告訴を妨害しており、これにより著しい恐怖や屈辱などの精神的被害を被ったので違法です。かかる原告の精神的苦痛を慰謝するには、6,000 万円(1,500 万円×4 人)を要するところ、今回はそのうち 2 万円を請求します。

#### (説明) 不法行為 4 について C-甲 5 号反証書より引用

反 P1 上 (私) はい、あの、郵便局員の犯罪を訴えようとしてるんですが、ええ、然るべき部署に繋いでいただきたいんですが?

反 P1 中 (私) え? ええ、配達員、一人は配達員ですね。もう一人は、ええ、内勤の副部長、ええ、がそれを隠蔽したと。配達員が住居侵入と私文書偽造をしまして、副部長が、ええ、それを隠蔽したとゆうことなんですけども、

反 P4 下 (カドノ) あ、もちろんあの、勤務者の個人情報等については、ま、あの、どのかたについても、一般的にお答えはしてないお話になります。(私) いやいや、答えなければ訴訟が進められませんよね? 白痴化してませんか? 告訴の妨害なんなるんですよ? 組織として。(カドノ) そのようなお話を本社にまでいただいては申し伝えをさせていただきます。(説明) ★★★★★ 抗議を無視 無根 説明責任放棄 犯人隠避 告訴妨害 包囲網は常にこのように訴えを無視して勝手に正当性を言い張ります。露骨な非人間扱いです。

反 P5 上 (カドノ) いえ、あの、先ほどもご案内しました通り、私共は一義的にお話を伺う窓口の者でございますので、(説明) ★★★ 私は初めから訴訟目的を告げて、然るべき部署への取次ぎを求めておりますから、これでは詐欺です。それならさっさと責任者に代れ (私) ええ、だから、一義的に伺うようなお話ではなく、重大なお話ですよね? (カドノ) その

ようなお話を、あの、本社にまでいたいたことは申し伝えはさせていただきます。  
反 P6 中(私) ええ、あの、結果を考える必要が無いんですよ？ 私の要求ってゆうのは、た  
だ、送達先を決めて下さいと言つてるだけなんで、まあ、真面目に対応すれば5分10分で  
決まることだと思うんですよ？ それを一ヶ月経つても、今日んなつても未だに決まってな  
いってことは、非常にあの、遺憾に思うんですが？ まあ、そうゆう状況なんで、今日中に、  
沼田郵便局なり、そちらなりから、必ず連絡お願ひします。 (カドノ)はい、ではそのよ  
うに申し伝えます(説明) ★★★★★ 抗議を無視 無根 説明責任放棄 著しい信義則違反  
甚だしい自決権侵害 犯人隠避 告訴妨害 会社として今日まで全ての訴えを無視し続けて  
おります。

#### 第4 事件性の焦点

以下を総合すれば、まず私文書偽造が確信でき、その動機を辿れば、私の無意識下の不当な屋内侵入が、更には無言の脅迫の意図が、必然的に導かれます。

##### 1 受取サインが私の筆跡ではないこと

似せて書かれていますが、私の筆跡ではありません。特に筆圧が違っています。  
自分の筆跡というのは、経験則の中では格段に信憑性が高いはずです。

##### 2 インクの色がサイトウの供述と違っていた事

翌日 20170406 のサイトウ本人との通話によれば、私が玄関で配達証を受け取つて、コタツまで行き、コタツの上のボールペンを使って自分でサインしたことですが、この通話の時点では、コタツの上にはラインマーカーとシャープペンシルとこの三色ボールペンの各一本しかなく、しかも三色ボールペンには青色がセットされていました。

そもそもこの三色ボールペンは滅多に使わないし、前日使つた記憶も有りません。  
また、どの配達業者も通常ほぼ必ず自ら筆記用具を差し出してサインを求めている点からも、サイトウの供述が虚偽であることが強く推定されます。

ここでサイン偽造と屋内侵入を直感した私は、すぐに沼田署に現場検証を手配し、その上で沼田郵便局オオフジに該当配達証の即時持参を要請したのですが、既述の通り、「一旦回収したものは絶対に局外には持ち出せない」と断られ妨害されました。

犯行の翌々日の 20170407 の午前中に私が沼田郵便局に出向いて該当配達証の現物を確認したところ、受取サインは黒色で書かれており、また自筆ではありませんでした。  
この時点でサイトウの一連の犯行を確信しました。

更に言えば、該当配達証に私の指紋が無いこと(触っていないこと)やインクの成分が違うこと(科学的分析)など、捜査を進めれば、まず、供述の虚偽と私文書偽造が確定できます。

次に、私文書偽造の動機から、無意識下の屋内侵入が導かれ、侵入の動機から、無言の脅迫の意図が、それぞれ当り前に導かれます。

20170407 に沼田署に通報してこれらのことと訴えたのに、根拠無く無視しております。

##### 3 以下の点からも、私の無意識下の屋内侵入が強く推定されます

###### ①通常の声掛けが無かったこと(状況の恣意性)

携帯で再配達を依頼したことまでは覚えていましたから、それを待つ間に思わず居眠り

してしまっただけですので、通常の声掛けが有ればすぐに目が覚めたはずです。  
夜ですから、私が横になっているのは曇りガラス越しでも容易にわかったはずです。  
それに、ゆうパックなど受取サインの必要な配達業務は受取サインを貰わなければ完結しのせんから、もし受取人が居眠りしていたなら、起こさなければ自分が困るので、普段より大きめの声掛けをするはずですし、もし返事が無ければ声掛けを繰り返すはずです。  
それなのに目覚めなかったということは、声掛け自体が無かったものと推定されます。  
夜間ですから防犯上からも当然に声掛けが必要であり、まして受取人が睡眠中であれば尚更不可欠ですから、欠けば正当業務行為ではありません。

#### ②配達ないし受取に関する記憶が一切無いこと(記憶の恣意性)

受け取った記憶が無い郵便物が、突如、枕元に現れました。

#### ③すぐにも土間に落ちそうな場所に置いたまま寝転ぶはずはないこと(配置の恣意性)

私が寝ていたのは縁端なのに、ゆうパックが顔の横(更に土間側)に有ったこと

#### ④不在時連絡票がそのまま残っていたこと(状況の恣意性)(甲 2)

再配達を受けると、いつもすぐに破り棄てる習慣にしている物がそのまま残っていました。

### 第 5 貴裁判所への要請

民事訴訟規則第 129 条に基き、別紙の通り、甲 3 の筆跡の鑑定を申立てます。

### 第 6 証拠方法 証拠説明書 C に記載の全て

### 第 7 附属書類

本書と証拠説明書 C とその全証拠と筆跡鑑定申立書とそれらの副本一式

以上

番号	標目	媒体等	立 証 趣 旨
甲1号書証	村八分の通告が自由と名誉への脅迫(判例の摘示)	コピー 20190210 原告が作成	直接的に立証すべき事実は有りません。 <u>大阪高等裁判所 昭和30(う)1561 暴力行為等処罰に関する法律違反被告事件 昭和32年9月13日 破棄自判の抜粋</u> です。 村八分の通告が自由と名誉への脅迫に当るとしております。 本件の無言の村八分の実行行為も同様に解釈できると思います。
甲2号書証	ご不在連絡票 追跡番号 1399-4252-9661	コピー 20170405 郵便局作成	立証すべき事実は不法行為1のうち、サイトウの私の居眠り中の屋内侵入です。 その恣意性の一つである、 <u>再配達後はすぐに破り棄てる習慣はずの、3-④不在連絡票がそのまま残っていたこと</u> です。 <u>重要なのは「配達担当者 西屋美枝子」と印字されていること</u> であり、通常はこのように配達員の氏名が開示されています。
甲3号書証	配達証 お問い合わせ番号 1399-4252-9661	コピー 20170405 郵便局作成	立証すべき事実は不法行為2のうち、サイトウの <u>私文書偽造</u> であり、この配達証の私の受取サインを偽造したことです。 このサインは <u>私本人の筆跡ではありません</u> 。 私の筆跡は筆圧が極めて高いのが特徴で、歯ブラシをよくへし折っています。
甲4号書証 (反証書)	2017.10.30 16:18 沼田郵便局オオフジへの通話録音	コピー USBメモリー 20190405 原告が作成	立証すべき事実は不法行為3のうち、オオフジが「一旦回収した配達証は絶対に局外には持ち出せない」と嘘をついたことです。 私の自宅(みなかみ町上牧3158-1)から沼田郵便局(沼田市西倉内町819)への通話です。 その取扱の根拠について回答待ちとなっていましたが、改めて訊ねたところ、このように「 <u>回答できない</u> 」と答えました。 サイトウ配達員の隠避と受取サインの偽造の時間稼ぎの為に嘘をついたものと思われます。 約束の反故と説明責任の放棄
甲5号書証 (反証書)	20190507 09:58 私の自宅から日本郵便本社カドノへの通話録音	コピー USBメモリー 20190507 原告が作成	立証すべき事実は不法行為4のうち、カドノの対応の不当性です。 私の自宅から日本郵便本社(東京都千代田区大手町二丁目3番1号)への通話です。 沼田局の隠蔽を訴え、 <u>会社としての内部牽制</u> を求め、また、訴訟目的を明示して <u>サイトウとオオフジの送達先の開示</u> を求めたのに、いずれも根拠無く無視したことは説明責任の放棄であり、自決権の侵害であり、犯人蔵匿であり、告訴の妨害です。

押6左

47



お届け先 〒379-1303  
群馬県利根郡みなかみ町  
上牧3156-1  
TEL: 09030871577

依頼主 〒270-1318  
千葉県印西市  
小林114-6  
TEL: 0476428356

根本農園有限会社

品名 種子

希望日 時間帯  
摘要 こわれもの 逆さま厳禁

今井豊

お問い合わせ番号 1399-4252-9661



受付店: 印西郵便局

YR01



今井豊



20190523 原告 今井豊

2017.10.30 16:18 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)から沼田郵便局(群馬県沼田市西倉内町819)のオオフジ副部長への通話録音の反訳書

(私) もしもし?

(オオフジ) はい、

(私) お待たせしました、

(オオフジ) はい、すいません、お電話いただいたということで、お電話しました、はい。

(私) あの、4月の6日に、あのう、配達証の持参をお願いしたんですけども、ご記憶有りますか?

(オオフジ) はい、

(私) その時にあの、本所から外には絶対持ち出せないとゆうことで断られたんですけども、そのまあと、法的根拠をお訊ねしてるんですけど?

(オオフジ) ううんと、そうですね、あのう、法的根拠と言いますかあの、郵便局から持ち出してしまって何か有ってはいけないってゆうこともありまして、ええ、お越しいただくようなご案内させていただきました。で、一度お越しいただいたというのもお伺いはしてるんですけども?

(私) ええ、いや、そうではなくてあの、現場検証に必要なんで持って来てくださいと要請したんですが、それをええ、お断りになったんですけども、だから、法的根拠をお訊ねしてるんです?

(オオフジ) ううんと、法的根拠と言いますか、現場検証に必要なところもちょっと解りかねるんですけども?

(私) それじゃ堂々巡りですよね?

(オオフジ) そうですね、ちょっとあの、期間も経っていることなんですけれども、何、ええ、何かございましたでしょうか?

(私) あの、サイトウ配達員の住居侵入と私文書偽造はもうほぼ確定なんですけども、それを、その現場検証に際してあの、配、該当の配達証の、うう、持参をお願いしたんですが断られたとゆうことで、その法的根拠が無いんであれば、犯人蔵匿罪の、ええまあ、疑いがあるわけなんですけども?

(オオフジ) ええと、それはどこかの機関か何かにご相談されたんでしょうか?

(私) 意味がわからない。相談してますよ? 当然。

(オオフジ) ええと、そうしましたら、そういった法的の機関からご連絡いただければと思うんですけども?

(私) ええ、ですから正当性無く拒否したんであれば捜査の妨害ですからね? 告訴の妨害ですから? 当然あの、刑法的に問われますよ? わかってますよね?

(オオフジ) そうしましたら、そういうところからあの、ご連絡いただけたら、私共も対処させていただきたいと思いますので。

(私) そうでないとお答えする気が無いとゆうお答えですね?

(オオフジ) ええ、今のところもう、こちらの件に関しましては、あの、私どももできる限

りのことはさせていただいておりますので、はい。

(私) (苦笑)意味がわからない。では、後日あの、告訴状になってそちらにあの、お、通知が行くと思います。宜しくお願ひします。

(オオフジ) はい、承知しました。

以上

20190523 原告 今井豊

20190507 09:58 私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧 3158-1)から日本郵便株式会社(東京都千代田区大手町二丁目 3番1号)のカドノへの通話録音の反訳書

(私) えと、訴訟の関係のお電話なんですけども、

(交換手) あ、何の関係とおっしゃっていいだいておりますでしょうか?

(私) 裁判、

(交換手) 裁判に関してということでございますか?

(私) はい、あの、郵便局員の犯罪を訴えようとしてるんですが、ええ、然るべき部署に繋いでいただきたいんですが?

(交換手) はい、お客様は、あの、局員のかたではなく、一般のお客様ということでございますか?

(私) あ? もちろん、

(交換手) はい、かしこまりました、はい、あの、何に関しての裁判ということになりますでしょうか? 職員の犯罪についてというふうにお伺いしましたが、郵便局員でございますか?

(私) え? ええ、配達員、一人は配達員ですね。もう一人は、ええ、内勤の副部長、ええ、がそれを隠蔽したと。配達員が住居侵入と私文書偽造をしまして、副部長が、ええ、それを隠蔽したとゆうことなんですけども、

(交換手) 配達員が文書偽造でございますか?

(私) はい、受取サインを偽造しました、

(交換手) 受取サインの偽造をしたということでございますね?

(私) はい、あのう、私があの、睡眠中に、居眠り中に侵入して、勝手に、ゆうパックを置いて行きました、で、受取サインを、うう、勝手に書いたと。

(交換手) ああ、さようございますか? はい、かしこまりました、それでは、日本郵便本社内の、お客様のお話をお伺いする窓口がございます、こちらにおつなぎさせていただいてよろしいでしょうか?

(私) けっこうですが、あの、然るべき部署にお願いしますね?

(交換手) はい、お待ちくださいませ、

(カドノ) お電話ありがとうございます、日本郵便株式会社社会貢献CS推進室のカドノと申します。はい、今、せっかくではございますが、交換の者からお話をうかがいました。あの、ゆうパックの受取印の偽造に係るお話とゆうことで? 配達員がとゆうことで?

(私) ええ、あのう、配達証の受取サインを、勝手にまあ、偽造しまして、ええ、それはあの、睡眠中の、ええ、配達、配達とゆうか、住居侵入を隠す為だと思われます。

(カドノ) ああ、これは何郵便局に係るお話でございますか?

(私) 群馬県の沼田郵便局です、

(カドノ) 沼田郵便局?

(私) はい、

(カドノ) はい、この件については、沼田郵便局の者とはお話をいただいているでしょうか?

(私) はい、ええ、4月3日に、15時47分に男性のかたにお願いして、ええ、しばらくお時間くださいとゆうことで回答を待っていたんですが、回答が有りませんで、

(カドノ) はい、

(私) さきほど、沼田郵便局に再度お電話したところ、管理者が全て席を外しています。そんなことはちょっと考え難いんですが、そうゆうお答えで、ええ、架け直してくれとゆう電話に架け直したところ、そちらが話し中でいっこうに繋がらないんで、こちらにお電話しました。

(カドノ) あ、はい、あの、何番にお電話いただいたか、覚えてらっしゃいますか？ 今、

(私) ええと、最初に沼田郵便局の、ええ、0278-22-2783に電話しました。で、ええ、こちらじゃなくて、ええ、0278-22-1000に架け直してくれと言われたんですが、何度架けても話し中です。

(カドノ) 話し中？ はい、ああ、はい、あの、ええと、始めて、4月3日にお電話いただいて、ま、お時間を下さいとゆうふうにお話をいただいた時に、あの、お話をさせていただいた者は何て言う者だか、覚えていらっしゃいますか？

(私) ええと、ちょっと名前が記録されてないんですが、録音、会話内容はきろ、ええ、録音されてます、

(カドノ) ああ、ええと、

(私) ええと、それとですね？ それと、4月11日に、ええ、郵政、そちらの本部に、ええ、お電話してまして、女性のかたにあの、詳細をお伝えして、ええ、沼田郵便局には申し伝えます、とおっしゃってたんですが、その後いっこうに音沙汰有りません。これは4月11日の15時19分です。

(カドノ) えと、本部というのはこの本社、同じ電話番号にお電話いただいて、とゆうことですか？

(私) はい、

(カドノ) あ、はい、わかりました、あの、その、配達にうかがって、その、受領印を勝手に配達員が、んと、サインをしたとゆうのは、いつのお話になりますか？

(私) はい、ええ、2017年の4月5日です。

(カドノ) 4月5日のお話、

(私) はい、20時頃です、

(カドノ) 朝の10時頃のお話、

(私) あ？ 20時頃、夜の、

(カドノ) 20時頃、はい、で、あの、現在は、もう2019年になるんですが、この間は何か局とのお話ってゆうのは、されてるんでしょうか？

(私) まあ、何度かしてます。ええ、まず、その翌日に、ええ、

(カドノ) 4月5日の翌日？ 配達の翌日、はい、

(私) あのう、現場検証をしようと思って、その配達証の現物を持参してほしいと要求したところ、ま、ええ、オオフジ副部長とゆうかたに、あの、「一旦回収した物は絶対持ち出せません」とゆうことで断られたんですよ。

(カドノ) 沼田局で、まあ、い、一旦、あの、持ち出せませんと?

(私) ええ、ええ。現場検、たとえ現場検証の為であっても持ち出せない、と言って断ったんですが、その後、根拠が、私が自分で調べても見当たらないので、約半年後にあの、またオオフジさんにお電話したところ、ええ、答えられないと。あの、然るべき機関からの照会でないと答えられないと、ゆうお答えでした。つまり、私本人に答える気が無いと。そう、まあ、たぶん、捜査を念頭に置いてるんでしょうが、捜査でないと答えるつもりが無いとゆうお答えでした。ま、そうゆう状況で

(カドノ) ああ、はい、まあ、捜査とゆうのは、警、警察等の要請が無いと対応ができないとゆうふうな、てゆうことによろしいでしょうか?

(私) はい、で、私は、4月7日、ですから配達の二日後に通報もしてるんですね? それを沼田署がまた、極めてあの、不合理に隠蔽してるんですけども、露骨に隠蔽してるんですけども、そうゆう事情も有ります。

(カドノ) 隠蔽をしているとゆうのは?

(私) ええ、沼田郵便局から通報して、警官が5人ぐらい来たんですけども、私が要請した現場検証を放棄して、何もせずに帰りました、

(カドノ) あ、その時も、郵便局から立ち会ってとゆうことですか?

(私) や、郵便局につな、あの、立ち会うこともさせませんでした。当事者同士で会わせることもせず、ただ私の話だけを聞いて、勝手に根拠無く事件性無しと判断して、ええ、あの、握り潰してます。

(カドノ) で、ええと、そうしますと、その、まあ、あの、その、今回、まあ、ええと、4月の11日、あ、4月の、えと、3日にまずは沼田郵便局にお電話をいただいて、で、まあ、その後、本社にもお電話をいただいているとゆうことですが、その、あの、今回のその、ご要望とゆうのは?

(私) はい、その該当者2名の、

(カドノ) 該当者2名とゆうのは?

(私) ええ、配達、サイトウ配達員とゆうのが、住居侵入と私文書偽造なんですよ、

(カドノ) 配達員のサイトウですか? はい、これが、もう一度いいですか?

(私) ええ、住居侵入と私文書偽造、それから、ええ、オオフジ副部長が、これは犯人蔵匿等でしょうね、これいざれも刑法の罪状ですけども、罪名ですけど。

(カドノ) はい、

(私) はい、で、そ、それを、まあ、告訴進める、進めてはいたんですけども、ええ、どうも告訴も検察の隠蔽に遭って、いっこう進まないので、今回は、ええ、民事訴訟でいっぺん、ええ、進めようと思って、訴状も実は出してるんです。だけども、送達先がわからないとゆうことで、補正命令をいただいてまして、その期限が間近に迫ってます。それでお電話した次第です。

(カドノ) あ? はい、ええと、ちょっとまず、すいません、そのあたりよく、詳しくないんですが、ええと、今回はその、あの、ええと、民事告訴をしようと、えと、している段階で、ええ、もう一度いいですか? その続きを、

(私) はい、あのう、裁判所に訴状を提出したところ、補正命令とゆうのをいただいておりまして、

(カドノ) 何命令ですか？

(私) 補正命令、

(カドノ) 補正？

(私) 訴状の補正命令、ええ、要するに、あの、相手の名前や住所、とゆうか、あの、配達先、送達先がわからないと、訴状が送達できませんから補正してくださいとゆう命令をいただいておりまして、

(カドノ) あ？ その相手とゆうのは、その、今、出た、オオフジ副部長と

(私) サイトウ

(カドノ) サイトウ配達員の2人とゆうことですね？ はいはい、

(私) ですから最低、その2人のフルネームと、ええ、現在の住所もしくは、ええ、現勤務先を教えていただきたいんですよ？ そのように、ええ、前回4月11日にも、お願いしたんですけども、伝わってないようなんですが？

(カドノ) わかりました、あの、まあその、どのような対応になるかというのは、申し訳ございません、私共で今、お答えができるお話ではございませんので、

(私) 今とゆうかあの、期限が差し迫っておりまして、あの、少なくとも本日中には何らかのご連絡をいただきたいんですが？

(カドノ) ううん、申し訳ございません、私共は一義的にお話を伺う窓口の者でございますので、あの、対応の可否についてもここではお答えすることができませんので、

(私) 対応内容を確定する必要は無いんですよね？ あの、送達先さえ確定させていただければいいんです、それをお答えにならないとゆうことは、今度はあの、会社として、あの、代表を相手取って訴訟を進めるしか無くなっちゃうんですよ？ 私は今、個人の問題だと認識してるんですが？

(カドノ) ええ、まあ、あの、その、勤務者のフルネーム、住所、また現の勤務先とゆうのは、ま、個人情報に係るお話でございますので、まあ、私共でお答えできるかとゆうのを、お伝えすることはできないお話になりますので、そのようなお話をいただいていることは申し伝えはさせていただきますが、

(私) いや、もちろん、差別的取扱ではなくて、そうゆうケース全般に同じ取扱をしてるんだったら、それでいいですよ？ そうゆう答えで。そうなんですか？

(カドノ) あ、もちろんあの、勤務者の個人情報等については、ま、あの、どのかたについても、一般的にお答えはしないお話になります。

(私) いやいや、答えなければ訴訟が進められませんよね？ 白痴化してませんか？ 訴訟の妨害んなるんですよ？ 組織として。

(カドノ) そのようなお話を本社にまでいただいていることは申し伝えをさせていただきます。

(私) いやいやいや、妨害んなるんですよ？ 自動的に。それは当たり前ですよね？ あの、公務員であればね、国家賠償法上のその、被告になるべきなのは国か県と決まってますから、

あの、個人が特定できなくても訴訟は起こせるんですよ。でも民間の場合はそう行かないですよね？ ですからお訊ねしてるんです？ 沼田郵便局が答えようとしないので、本部にお聞き、お訊ねするしかないからお訊ねしてるんです？

(カドノ) あ、沼田郵便局がお答えをしようとしていることであれば、ま、それが、会社としてのお答えになるかと存じます。

(私) あの、そうゆう返事で責任取っていただけるお立場のかたなんですか？

(カドノ) いえ、あの、先ほどもご案内しました通り、私共は一義的にお話を伺う窓口の者でございますので、

(私) ええ、だから、一義的に伺うようなお話ではなく、重大なお話ですよね？

(カドノ) そのようなお話を、あの、本社にまでいただいたことは申し伝えさせていただきます。

(私) それをどうやって証明、担保するんですか？

(カドノ) 恐れ入りますが、あの、お名前もおうかがいしておりませんので、まずはお名前でありますとか、ご住所、ご連絡先をおうかがいできますでしょうか？

(私) はい、ええと、名前はイマイユタカ、

(カドノ) イマイユタカ様？ はい、

(私) ええ、群馬県、

(カドノ) 群馬県、はい、

(私) 利根郡、

(カドノ) 利根郡、はい、

(私) みなかみ町、

(カドノ) みなかみ町、はい、

(私) 上牧、

(カドノ) かみもく、はい、

(私) 3158、

(カドノ) 3158、はい、

(私) の1、

(カドノ) 1、はい、

(私) はい、ええ、郵便番号が379の、

(カドノ) 379、はい、

(私) 1303、

(カドノ) 1303、はい、

(私) 電話が携帯で090、

(カドノ) 090、はい、

(私) 3087、

(カドノ) 3087、はい、

(私) 1577、はい、

(カドノ) 1577、はい、はい、で、あの、さきほど、ま、ゆうパックのお話とゆうことでよ

ろしいですか？ これ。受領印て、ゆうパックのお話？ 今お手元にその、ゆうパックの、ま、配達にうかがった時の、問合せ番号等ってゆうのは、おわかりになりますか？ どのゆうパックについてのお話かとゆうことは？

(私) ああ、それはもちろん、あの、ううん、出せますが、それはあの、本人達が一番よくわかってるはずですが？ いちいち私が答える必要が有るんでしょうか？

(カドノ) あの、そのようなお話を、こうして本社にまでいたいたことを、しっかり申し伝える為には、やはりあの、できれば詳細についても教えていただきたいところなんですが？

(私) ううん、あの、私、犯罪を訴えてるんですよ？ それをいちいち根掘り葉掘り聞かなくても、現場が当然、重大なことだと認識してるはずですよね？

(カドノ) では、あの、このような本社を、あの、このようなお話を本社にいたいたことは、あの、関係部署に申し伝えをさせていただきます。

(私) それ、それから？

(カドノ) え？ それ、その後の対応可否については、今、私共ではお答えができる立場ではございませんので、ま、そのような本、あの、その、相手の、ま、訴訟を起こす為の、相手の2人のフルネーム、住所、現勤務先、を本日中に教えてほしいとゆうご連絡を、こうして本社にいたいたことを、あの、申し伝えはさせていただきます。

(私) ええ、あの、結果を考える必要が無いんですよ？ 私の要求ってゆうのは、ただ、送達先を決めて下さいと言ってるだけなんで、まあ、真面目に対応すれば5分10分で決まることだと思うんですよ？ それを一ヶ月経っても、今日んなっても未だに決まってないってことは、非常にあの、遺憾に思うんですが？ まあ、そうゆう状況なんで、今日中に、沼田郵便局なり、そちらなりから、必ず連絡お願いします。

(カドノ) はい、ではそのように申し伝えます、

(私) あの、失礼ですが？

(カドノ) あ、カドノと申します、

(私) はい、宜しくお願ひします、

(カドノ) ありがとうございました。

以上

## C 準備書面(1)

令和元年 9 月 12 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

### 第 1 反論と焦点の強調

被告の令和元年 9 月 10 日付 第 1 準備書面については、否認している部分は全て争います。以下をもって、包括的に反論します。

#### 焦点は、受取サインが偽造であることに尽きます

##### 1 自分の筆跡ではないという経験則の圧倒的な信頼性の高さ (蓋然性 99%)

誰でも自分の筆跡はわかります。

特に私のはクセ字で、筆圧が非常に高いので、筆記体の場合は、簡単には真似できません。  
受取サインをこのように楷書体で書くことは無いことも偽造を示唆しております。

##### 2 インクの色が供述と違うこと (蓋然性 99. 99%)

###### ①配達業者がペンを差し出すのが普通であること

サイトウは既述の通り、私本人がコタツの上のボールペンでサインしたと言っておりますが、この供述には蓋然性が有りません。

なぜならその後、注意して観察しておりますが、郵便配達に限らず、どの配達業者も、例外無く必ず、自らペンを差し出してサインさせております。

###### ②私は直前の出来事を一切忘れるほど呆けてはおりません

私は、ほろ酔い気分で、ストーブのそばでウトウトしていただけです。

そのような呆けた人間なら、20 以上もの裁判を同時並行で進めることなど不可能です。

また、この三色ボールペンは、ラインマーカー用であり、滅多に使いません。

私が訴えた当たり前の疑いを根拠無く信じないことは、互敬の精神や信義則に反する、まさに非人間扱いです。

受取サインが偽造である以上、必然的に住居侵入と何らかの動機の存在が確定します。  
行為が有る以上は必ず動機が有るのです。

#### 不法行為 3 について

サイトウもオオフジも、侵入の翌日の通話録音が有ったのですが、現在消息不明です。

これはこれで、何者かによる別の不法侵入の疑いが有ります。

オオフジは、「一旦回収した物は、局外には絶対に持ち出せない」と執拗に繰り返しました。それは甲 4 号反証書の会話の流れなどからも推測できると思います。

本人確認は、折り返し電話することや登録情報の一部を訊ねることなどを組み合せれば、

代替可能ですし、そもそも持参先が配達先なのですから、持参した際に身分証の呈示を求めれば済むことであり、現場検証を断るほどの理由にはならないと思います。

### 不法行為3と4について

まず、サイトウ配達員の氏名の不開示は無条件に信義則違反です。

なぜなら、配達員は皆、漢字氏名と顔写真入りの名札(社員証?)を首からぶら下げています。公開している情報を、訊ねても答えない道理はありません。

それから既述の通り、私が訴えた当り前の疑いを根拠無く信じないことは、互敬の精神や信義則に反し、内部牽制を放棄した、人格権の侵害です。

否定する根拠が無い以上、当事者として扱うしかないはずです。

人を馬鹿にするにも程があります。

### 第2 証拠を追加し、証人尋問を申し出ます

前回期日でのご指示により、私宅の見取り図を甲6号書証として追加し、合わせて証拠説明書を改訂します。

本件においては、誰が受取サインを偽造したのか?を始め、まだ未確定要素が残っています。

したがって、サイトウ配達員への証人尋問を申出したいので、住所氏名を開示願います。

(尋問予定事項)

- ・貴方が声掛けした時、私はどのような状態でしたか?
- ・受取サインを求めるのに、貴方はペンを差し出しましたか?
- ・その後、当該配達証をいつ、どのように処理しましたか?

以上

## C 準備書面(2)

令和元年 10 月 21 日

前橋地方裁判所民事第二部 御中

原告 今井 豊

最終弁論のつもりで提出します。

### 第1 被告が当該配達証を廃棄したことは証拠隠滅です

私が、私文書偽造罪、住居侵入罪、脅迫罪、犯人蔵匿等罪などを訴えていたことを、被告は沼田署から聞いていたはずなので(被告の令和元年9月10日付第一準備書面5頁(4))、予見可能性として、当該配達証が焦点であることは明らかですから、普通の物と同じ保存年限で廃棄してしまうことなど、在り得ない判断なので、当り前に、証拠隠滅を示唆しています。ぬけぬけと、このような答弁をすること自体が、まさに、非人間扱いです。

被告、警察、検察、裁判所(別件)が共謀した、このような露骨な隠蔽が堂々とまかり通ってしまうとすれば、社会不正義の極みだと思います。

また、同社の取扱として、一年保存としていることは、不法行為や、犯罪行為の時効が3年以上が多いことに鑑みて、そもそも不充分であり、規定自体の瑕疵と考えます。

### 第2 受取サインは偽造であり、サイトウの供述は虚偽です

繰り返しますが、以下を否定するなら、合理的根拠を示して下さい。

#### 1 原告本人の筆跡ではないこと(経験則) (蓋然性 99%)

私のクセ字は、筆圧が高いこともあり、簡単には真似できません。

当該配達証のように、楷書体でサインすることも無いので、偽造を示唆しております。

#### 2 インクの色が供述と違うこと★ (蓋然性 99%)

コタツの上の三色ボールペン(サインに使える物は、他に有りません)は青になっていましたが、当該配達証のサインは黒です。つまり、私の虚偽で無い限り、100%偽造なのです。私は誓って嘘はつきませんし、一般人は偽証罪を背負ってまで嘘は言わないものです。

#### 3 コタツの上のボールペンを使って書いたのは虚偽であること (蓋然性 90%)

私の経験上、どの配達業者も例外無く、自らペンを差し出していますから、わざわざ私が自分のペンを取りに行く必然性が無いので、供述は虚偽だと思われます。

- ・サイトウが扱った過去の配達証で、私のペンを使った受取サインが有りますか?
- ・それらの受取サインの筆跡は、本件のと一致していますか?

#### 4 私は直前の出来事を一切忘れるほど呆けてはいないこと (蓋然性 99%)

私は、再配達を待つ間、ストーブのそばで、寝転んでいて、つい居眠りしただけです。

- ①甲6の見取図の通り、土間に転がり落ちそうな場所に置いて、寝転ぶはずはないこと
- ②再配達後はすぐに破り棄てる習慣の、不在連絡票(甲2)がそのまま残っていたこと

#### 5 当り前の検査によって確定したはずの事項(隠蔽による被害)

- ① 該当配達証の受取サインの偽造 (蓋然性 99%)
- ② 該当配達証に私の指紋が無いこと(触っていないこと) (蓋然性 99%)
- ③ 該当配達証の受取サインのインクの成分が違うこと(科学的分析) (蓋然性 99%)
- 6 オオフジが嘘について隠蔽したこと (蓋然性 90%)

「一旦回収した物は、局外には絶対に持ち出せない」と執拗に繰り返しました。それは、被告の令和元年9月10日付第一準備書面5頁(2)の私の抗議からも明らかです。私が沼田郵便局に出向いた理由は、当たり前に、他に現物を確認する方法が無いからです。

### 第3 当り前のことと認めないことは、当たり前に、犯罪です

このように、私が訴えたのは、確率として極めて当たり前の、受取証のサイン偽造なのに、これを根拠無く信じないことは、互敬の精神や信義則に反する非人間扱いです。

受取サインが偽造である以上、住居侵入や何らかの動機の存在が、必然的に確定します。行為が有る以上は、必ず動機が有るのです。

もし仮に、本件の証拠力が足りないとしても、事件のわずか3日後には告訴状まで提出して本件の摘発を求めたのですから、被害者の原告に帰責性は有りません。

私が訴えた、当たり前の疑いが、不可欠の刑事的観点であることと、それが根拠無く無視されていること、を必ず判定願います。

当たり前の被害の訴えを、実質的に、根拠無く、無視することに、正当性は在り得ません。

ですから、県警、地検、地裁の足並み揃えた理不尽な隠蔽こそ、動かぬ証拠です。

既述の本件の事件性と、これらの隠蔽対応が示唆する蓋然性を総合願います。

### 第4 原告の立替による筆跡鑑定の申立を取下げます

偽造は確信しておりますが、私の場合は、公正な筆跡鑑定が期待できません(包囲網の場合)。裁判官が職権濫用するよりも、筆跡鑑定士のほうが容易いことは、想像に難くありません。しかしながら、事案解明については、裁判所として、是非、宜しくお願ひ申し上げます。なお、何をもって原告のサインとするのか?とのご指摘の意味がわかりませんでした。その場で原告にサインさせればよいのではないでしょうか?

### 第5 当事者尋問を申し立てます

サイトウの氏名を開示しないのであれば、別紙の通り、当事者尋問に切り替えます。

使用者責任として、また、事案解明義務として、答えて下さい。

以上

私の自宅(群馬県利根郡みなかみ町上牧3158-1)の見取り図

(県道・道義木佐山線沿いの敷地)

